

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与月額を下記のとおり増額することを願います。
つきましては、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関して、
確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

奨学生番号	学籍番号	提出日	西暦 20 年 月 日
		生年月日	西暦 年 月 日(満 歳)
横浜薬科大学 薬学部		フリガナ	印
学科 年次		氏名(自署)	

●変更後の借入金額を訂正する場合は本人印を押印してください。
(変更後の借入金額を訂正する場合以外は本人印は不要です。)

変更後の借入金額 (予定・総額)	円
---------------------	---

※借入金額を訂正する場合は、①本人署名欄に本人印を押印する。②借入金額全体を二重線で削除し、本人署名欄横に押印した印を訂正印として二重線の上に押印する。③正しい金額(ゼロも含める全ての桁)を直近の余白に記入してください。人的保証の場合は、連帯保証人・保証人の実印による訂正印も必要となります。詳細については、「『変更後の借入金額(予定)』欄の訂正方法について」を参照してください。

※変更後の借入金額は、貸与期間中に貸与される総額(増額分を含む)を記入してください。(月額とは異なります。)
※本願(届)による月額の増額に加え、貸与期間も延長となる場合は、貸与期間延長後の金額をご記入ください。
※2020年度以降の給付奨学金(新制度)を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合は第一種奨学金の貸与月額が調整されることから、「変更後の借入金額」は記入不要です。
※貸与月額及び貸与終期から算出される借入金額より本紙に記載された変更後の借入金額が多い場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借入金額が正しい金額とみなします。

■ 月額変更 (裏面の「第一種奨学金変更可能月額一覧表」を参照して記入してください。)

本人現住所 (転居予定の場合は転居先住所) <input checked="" type="checkbox"/> 該当にチェック	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外	入居日	西暦 年 月 日	〒
生計維持者住所	生計維持者氏名 () 〒			
第一種奨学金と併せて、第二種奨学金(入学時特別増額貸与奨学金を除く)の貸与を受けている (<input checked="" type="checkbox"/> 該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 貸与を受けている	<input type="checkbox"/> 貸与を受けていない		
2020年度以降の給付奨学金(新制度)の支給、及び授業料等減免の支援を受けている (<input checked="" type="checkbox"/> 該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない		
変更内容 (①~⑤のうち、該当するいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> 増額始期 (必ず記入)	通学形態変更を伴う増額	◆2020年度以降採用者は自宅外月額の貸与を受けるための一定の要件があります。詳細は学校に確認してください。 <input type="checkbox"/> ①入居日から提出日まで3か月未満 → 入居日の属する月以降が増額始期 <input type="checkbox"/> ②入居日から提出日まで3か月以上 → 提出日の属する月以降が増額始期 ※①・②増額始期無記入の場合、①は入居日の属する月、②は提出日の属する月が増額始期となります。		
	給付奨学金(新制度)の支給及び授業料等減免の支援を受けており第一種奨学金の貸与月額が調整されている場合	<input type="checkbox"/> ③通学形態が自宅外⇄自宅に変更 → 本様式ではなく別途書類(給付様式2-1または様式35)の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> ④通学形態変更がなく、同一の支援区分で選択できる範囲内で増額 → 提出日の属する月以降が増額始期		
	その他	<input type="checkbox"/> ③通学形態変更を条件としない月額の範囲内で増額 → 提出日の属する月以降で、希望する月が増額始期 <input type="checkbox"/> ④大学院生 → 提出日の属する月以降で、希望する月が増額始期 <input type="checkbox"/> ⑤転学・編入学による ※編入学奨学金継続願・転学奨学金継続願にあわせて月額変更願を提出する場合の増額始期については、学校の担当者に確認してください。		
	増額始期:	2 0	年	月
従前の奨学金月額	円	→	希望する奨学金月額	円
変更する理由				

■ 保証制度 ※現在選択している保証制度にチェックしてください。機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。

<input type="checkbox"/> 人的保証	私は、上記の貸与月額の増額を承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。
※右欄を記入し各印鑑証明書を添付	住所 〒 電話番号 機構届出の連帯保証人: 氏名 (自署) 実印 生年月日 年 月 日 (昭和・平成)
(「変更後の借入金額」欄が記入不要の場合は、署名・押印及び印鑑証明書の添付は不要)	住所 〒 電話番号 機構届出の保証人: 氏名 (自署) 実印 生年月日 年 月 日 (昭和・平成)
<input type="checkbox"/> 機関保証	今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととさせていただきます。

*機構届出の連帯保証人又は保証人が「債務整理(破産等)中」の場合は、本願提出前「連帯保証人・保証人等変更届」を提出してください。

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	住所 〒 (親権者・未成年後見人) 氏名 (自署)	電話番号
	住所 〒 (親権者) 氏名 (自署)	電話番号

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のごとく、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず2名とも記入してください。いずれかいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更された場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 202 年 月 日

学校名 横浜薬科大学

関係課長(※) 学生課長

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

●学校記入欄(<input checked="" type="checkbox"/> を記入)	
必須	返還誓約書機構提出 ※返還誓約書提出の上「済」にチェックをしてご提出ください。
2018年度以降入学学生で、最高月額への変更希望者のみ必須	最高月額選択可能者 ※スカラAC等で最高月額が選択可能か確認してください。
	<input type="checkbox"/> 提出済 <input type="checkbox"/> 確認済

学校番号	区分	電話番号(担当者名)
30311700		045-859-1325 ()

異動・補導係 郵送必要 入力不可 (2/4)

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

[様式 2-2表]

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(減額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与月額を下記のとおり減額することを願います。
つきましては、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容から、貸与月額の減額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入のうえ学校に提出してください。

奨学生番号	学籍番号	提出日	西暦 20 年 月 日
		生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)
横浜薬科大学 薬学部		フリガナ	
		氏名 (自署)	
学科		年次	

機構使用欄 (変更始期)	年	月
	2 0	

■ 月額変更 (裏面の「第一種奨学金変更可能月額一覧表」を参照して記入してください。)

本人現住所 (転居予定の場合は転居先住所) <input checked="" type="checkbox"/> 該当にチェック	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外	入居日 西暦 年 月 日 入居 円
生計維持者住所	生計維持者氏名 円 ()	
2020年度以降の給付奨学金(新制度)の支給、及び授業料等減免の支援を受けている (<input checked="" type="checkbox"/> 該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない
変更内容 (該当するいずれかにチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 希望する減額始期 (B②とCは記入)	A 通学形態変更(自宅外→自宅)による減額 <input type="checkbox"/> 自宅外月額から自宅月額へ } → 入居月の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期(選択不可)	
	B 給付奨学金(新制度)の支給及び授業料等減免の支援を受けており、 第一種奨学金の貸与月額が調整されている場合 <input type="checkbox"/> ①通学形態が自宅外⇄自宅に変更 ⇒ 本様式ではなく別途書類(給付様式2-1または様式35)の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> ②通学形態変更がなく、同一の支援区分で選択できる範囲内で減額 ⇒ 減額始期を記入(注)	
	C その他の減額 <input type="checkbox"/> 上記を除く、その他の減額 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 転学・編入学による※	
	本願(届)を学校へ提出した月の属する年度の4月(当該年度採用者で、貸与開始月が5月以降の場合は貸与開始月)以降で、本人が希望する月を記入(注) 減額始期: 202 年 月	
※編入学奨学金継続願・転学奨学金継続願に合わせて月額変更願を提出する場合の減額始期については、学校の担当者に確認してください。		
従前の奨学金月額	円	希望する奨学金月額 円
変更する理由		

(注) 年度内精算が可能な範囲に限ります。
また、給付奨学金(新制度)の支給及び授業料等減免の支援を受けている場合は、適格認定(家計)による支援区分の見直しが行われる前の9月までに精算が可能な範囲に限られ、9月以前の減額始期に遡及した願出も受け付けられません。

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	住所 (親権者・未成年後見人) 氏名 (自署)	電話番号
	住所 (親権者) 氏名 (自署)	電話番号

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。
(学校の証明) 202 年 月 日

学校名 横浜薬科大学

関係課長(※) 学生課長
※証明者は課長相当職以上の方としてください。

●学校記入欄(必須)

返還誓約書機構提出 (<input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 済
---	----------------------------

※返還誓約書提出の上、「済」にチェックをしてご提出ください。

学校番号	区分	電話番号(担当者名)
30311700		045-859-1325 ()

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■ 第一種奨学金の変更可能月額一覧表

【様式2-1裏】・【様式2-2裏】 第一種奨学金貸与月額変更願(届)(裏面①)

(注意点)

- ・自宅通学から自宅外通学の変更に伴い、月額を増額変更する場合「月額変更願(増額)」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。
- ・2020年度以降の給付奨学金(新制度)を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は学校に確認してください。

対象者: 2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校(4・5年生), 専修学校(専門課程)に入学する者
(※1)の変更可能月額

区分	大学				短期大学, 専修学校専門課程, 高等専門学校 (4・5年次)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額(※2)	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額以外の月額		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

- ※1. 転入学後に採用となった者は転出校における入学年月が2018年度以降である者、編入学後に採用となった者は編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込み時の年次に進級した場合の入学年月が2018年度以降の者が対象です。
- ※2. 最高月額は申込時における生計維持者の年収で最高月額を選択可と判定された者が選択可能です。
- ※3. 自宅外通学者は、自宅月額も選択可能です。

対象者: 上記以外の者の変更可能月額

区 分	自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額	
大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	54,000円	64,000円	30,000円
短期大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
大学通信教育(通年スクーリング)	54,000円	64,000円	30,000円	
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程	88,000円		50,000円
	博士・博士後期課程	122,000円		80,000円
高等専門学校(1~3年次)	国公立	21,000円	22,500円	10,000円
	私立	32,000円	35,000円	10,000円
高等専門学校(4・5年次)	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
専修学校専門課程	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円

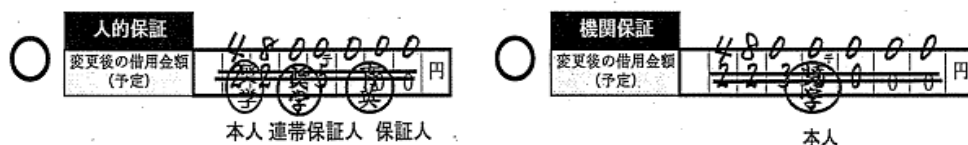
※ 自宅外通学者は、自宅月額も選択可能です。

■ 変更後の借用金額訂正方法

別紙【参考】『変更後の借用金額(予定)』欄の訂正方法についてを参照のうえ、以下のいずれかの方法で修正してください。

- I 新たな用紙に記入する
- II ①本人署名横に本人印を押印する。
②借用金額全体を二重線で削除し、本人署名欄横に押印した印を訂正印として二重線の上に押印する。
③正しい金額(ゼロも含める全ての桁)を余白に記入してください。
人的保証の場合は、連帯保証人と保証人の実印による訂正印も必要となります。

正しい金額を訂正した欄の上部余白に、はっきりと記入してください。



※変更後の借用金額以外を訂正するときは、訂正印は必要ありません。

■ 人的保証選択者が月額を増額変更する場合

連帯保証人・保証人の自署・実印の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。

■ 2020年度以降の給付奨学金(新制度)を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合の第一種奨学金の変更可能月額一覧表

2020年度以降の給付奨学金(新制度)を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は、昼間部と夜間部で次のとおり異なります。

※大学院については、新しい給付奨学金対象外のため、貸与月額の調整はありません。

※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び児童養護施設等から通学する人は、()内の金額となります。

※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

■ 月額変更願(届)記入時の注意点

「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。

(様式2-1)「変更後の借用金額」欄に記入する金額は必ず学校に確認してください。

大学		昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	0 (0)	20,300 (25,000)	0 (0)	10,600 (13,900)	27,700 (20,000、32,400)
	自宅外	0	0	13,800	0	0	21,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	21,700 (20,000、30,300)	0 (0)	8,400 (15,600)	20,000、31,200 (20,000、39,800)
	自宅外	0	0	19,200	0	0	28,700

短期大学		昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	3,800 (7,100)	24,300 (29,000)	0 (1,400)	14,600 (17,900)	29,700 (20,000、34,400)
	自宅外	0	0	17,800	0	0	23,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	22,900 (28,500)	0 (0)	7,400 (11,600)	20,000、30,200 (20,000、35,800)
	自宅外	0	0	17,400	0	0	24,700

高等専門学校(4・5年生)		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	7,900 (5,600)	20,200 (20,700)	20,000、32,500 (20,000、35,800)
	自宅外	0	15,100	20,000、33,000
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	24,600 (28,800)
	自宅外	0	0	26,000

※ 高等専門学校本科1～3年生については、給付奨学金(新制度)の対象外のため、【調整後の貸与月額】は適用されません。

専修学校(専門課程)		昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	1,900 (3,800)	16,200 (19,500)	20,000、30,500 (20,000、35,200)	8,800 (10,700)	20,800 (24,100)	20,000、32,800 (20,000、37,500)
	自宅外	0	0	24,000	0	1,800	26,300
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	23,800 (29,400)	0 (0)	5,700 (9,900)	29,300 (20,000、34,900)
	自宅外	0	0	18,300	0	0	23,800

■ 変更後の借用金額訂正方法

別紙「【参考】『変更後の借用金額(予定)』欄の訂正方法について」を参照のうえ、以下のいずれかの方法で修正してください。

I 新たな用紙に記入する

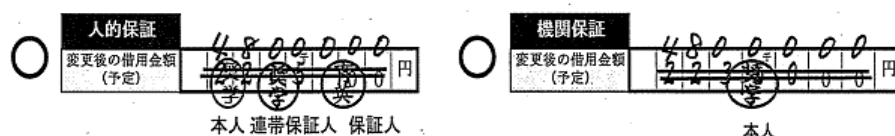
II ①本人署名横に本人印を押印する。

②借用金額全体を二重線で削除し、本人署名欄横に押印した印を訂正印として二重線の上に押印する。

③正しい金額(ゼロも含める全ての桁)を余白に記入してください。

人的保証の場合は、連帯保証人と保証人の実印による訂正印も必要です。

正しい金額を訂正した欄の上部余白に、はっきりと記入してください。



■ 人的保証選択者が月額を増額変更する場合

連帯保証人・保証人の自署・実印の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。